

## 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎をいうものとする。

二 「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいうものとする。

三 「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備について、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいうものとする。

(一) 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと(二)及び(三)に掲げる要件を除く。)

(二) 敷地内の雨水及び汚水の排出又は処理並びに便所から排出する汚物の処理について、衛生上支障がないこと。

(三) 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域、景観法第七十四条第一項の準景観地区並びに建築基準法第六条第一項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内に建築等がされる畜舎等にあつては、その建蔽率及び高さその他の構造について、適正かつ合理的な土地利用及び良好な景観の保全を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

四 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であつて、畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限、災害時の避難経路の確保並びに避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組について定めるものをいうものとする。

第三 畜舎建築利用計画の認定等

一 畜舎建築利用計画の認定

(一) 畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者(四)において「申請者」という。)は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画(以下「畜舎建築利用計画」という。)を作成し、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出して、その認定を受けることができるものとする。

(二) 畜舎建築利用計画には、畜舎等の種類・所在地・規模・間取り、畜舎等の敷地、構造及び建築設備、畜舎等の利用の方法等(その床面積が、主務省令で定める規模以下である畜舎等(以下「特例畜舎等」という。))にあつては、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する事項を除く。)を記載しなければならぬものとする。

(三) 都道府県知事は、当該申請に係る畜舎建築利用計画が技術基準及び利用基準等(特例畜舎等にあつ

ては、技術基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(四) 都道府県知事は、申請者が家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者

として農林水産省令で定める者に該当するとき等は(一)の認定をしてはならないものとする。

(五) 都道府県知事は、(一)の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）に通知するとともに、その旨を公表しなければならないものとする。

(六) (一)の認定を受けた畜舎建築利用計画の変更について所要の規定を設けるものとする。

(第三条及び第四条関係)

## 二 畜舎等の設計及び工事監理

認定畜舎等（認定畜舎建築利用計画（一）(一)の認定を受けた畜舎建築利用計画をいう。）に係る畜舎等をいう。以下同じ。）の工事は当該認定畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければならない。以下同様。の工事は当該認定畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければならないものとし、認定計画実施者は建築士法に規定する建築士である工事監理者を定めなければならないものとする。

(第五条関係)

## 三 工事完了の届出

認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等の工事が完了したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとし、認定畜舎等（特例畜舎等を除く。第五の二において同じ。）を新築する場合においては、当該届出をした後でなければ、当該認定畜舎等を使用し、又は使用させてはならないものとする。

（第六条関係）

#### 四 基準適合義務等

(一) 認定畜舎等の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならぬものとし、認定計画実施者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなればならず、また、認定畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとしてはならないものとする。

(二) 技術基準の規定の施行又は適用の際現に存する認定畜舎等が当該技術基準の規定に適合しない場合等においては、適合しない技術基準は、適用しないものとする。

（第七条及び第八条関係）

#### 五 地位の承継等

(一) 認定計画実施者について相続があつたときは、相続人は、認定計画実施者の地位を承継するものとする。

(二) 認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行う場合又は認定計画実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により認定畜舎等を承継させる場合において、あらかじめ当該譲渡等について都道府県知事の認可を受けたときは、その譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定畜舎等を承継した法人は、認定計画実施者の地位を承継するものとする。

(三) (二)の認可をしない旨の処分があったとき等は、一の(一)の認定はその効力を失うものとし、認定畜舎等であった畜舎等（以下「失効畜舎等」という。）及びその敷地が現に建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合等を除き、その譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該失効畜舎等を承継した法人又はこれらの承継人は、当該処分があった日等から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、当該失効畜舎等内への立入りの禁止等の措置（以下「保安上の措置」という。）を講じなければならないものとする。

（第九条及び第十条関係）

## 六 解散の届出等

認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、一の(一)の認定は、その効力を失うものとし、その清算法人又はその承継人は、失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合等を除き、その解散の日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならないものとする。

(第十一条関係)

## 七 建築基準法令の適用除外

認定畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しないものとする。

(第十二条関係)

## 第四 認定計画実施者の監督等

### 一 利用の状況の報告等

認定計画実施者は、認定畜舎等の利用の状況について、主務省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならないものとする。

(第十三条関係)

## 二 報告徴収及び立入検査

認定計画実施者等に対する報告徴収及び立入検査について所要の規定を設けるものとする。

(第十四条関係)

### 三 措置命令等

違反を是正するために必要な認定計画実施者等に対する措置命令について所要の規定を設けるものとする。

(第十五条関係)

### 四 認定の失効等

(一) 認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、第三の一の(一)の認定は、その効力を失うものとし、都道府県知事は、認定計画実施者が偽りその他不正の手段により第三の一の(一)の認定等を受けたとき等の場合には、その認定を取り消すことができるものとする。

(二) 都道府県知事は、第三の一の(一)の認定がその効力を失ったことを知ったとき又は(一)により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を認定計画実施者であった者等に通知するとともに、その旨を公表しなければならないものとする。

(三) 認定計画実施者であった者又はその承継人は、(一)により第三の一の(一)の認定が取り消されたときは



、失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合等を除き、(二)の通知を受けた日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならないものとする事。

(第十六条関係)

## 第五 雑則

一 認定畜舎等の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、認定計画実施者、設計者等の氏名、当該工事に係る第三の一の(一)の認定があつた旨等の表示等をしなければならないものとする事。

(第十七条関係)

二 都道府県知事は、建築等又は除却の工事の施工中に使用されている認定畜舎等が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者等に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限等の措置をとる事を命ずることが出来るものとする事。

(第十八条関係)

三 畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、主務省令で定めるものとする事。

(第十九条関係)

四 都道府県知事は、主務大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることが出来るもの

とし、主務大臣は、都道府県知事に対し、この法律の施行に関し必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供すること等ができるものとする。 (第二十条及び第二十一条関係)

五 農林水産大臣等は、畜舎等の建築等に関する施策を行うに当たっては、国内で生産された木材その他の木材を利用した畜舎等の普及が図られるよう配慮するものとする。 (第二十二条関係)

六 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とするものとし、この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とするものとする。 (第二十三条関係)

## 第六 罰則

罰則について所要の規定を定めるものとする。 (第二十六条から第三十二条まで関係)

## 第七 附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則関係)